

青葉ケーブルテレビ フレッツ対応サービス利用約款

第1条(約款の適用)

1. 青葉ケーブルテレビ フレッツ対応サービス利用約款(以下「フレッツ約款」といいます。)は、青葉ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. フレッツ約款は、フレッツ光コースおよびフレッツ・ADSLコースで提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件等を定めることを目的とし、本サービスを提供・利用する際の当社とフレッツ対応サービス利用者(以下「利用者」といいます。)との間のいっさいの關係に適用されます。
3. 基本約款とフレッツ約款が抵触する場合、フレッツ約款が優先して適用されます。

第2条(サービスの概要)

1. 本サービスは、利用者に対し、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。)による地域 IP 網を介して当社業務委託先のネットワークに接続する機能を提供するものです。
2. 本サービスの提供終了は、NTT が B フレッツ、フレッツ 光ネクストおよびフレッツ・ADSL の提供を終了する時とします。ただし、NTT の提供期間内であっても事情により予告なく短縮または提供を終了する場合があります。
3. 当社は、地域 IP 網サービスを利用する他の利用者に影響を及ぼす程度の高トラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。
4. 本サービスの内容・料金は、別表に記載のとおりとします。

第3条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中に利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用を開始した月に契約が終了する場合は、当該利用者は1月分の契約料金を支払うものとします。
2. 利用者は、暦月の途中に解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとします。

第4条(契約終了手続の特則)

利用者は、契約を終了させようとする月の 20 日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

第5条(約款の変更)

1. 当社は、利用者と個別の協議をすることなくフレッツ約款を変更することができ、利用者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに利用者へ通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

付則

本約款は2014年4月1日より改定実施します。

本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。